4　次の各号に掲げる書式により令和三年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税について同日以後に確定申告書（当該確定申告書に係る修正申告書を含む。）の提出をする場合には、当該各号に定めるところによる。

一　第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規則別表一の三の書式、令和二年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年旧規則別表一の三の書式又は平成三十一年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年旧規則別表一の三の書式　これらの表の表中

「（ふりがな）
国内源泉所得に係る事業等の記名」

とあるのは、

「（ふりがな）
国内源泉所得に係る事業等の責任者
押印」

とする。

二　平成三十年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正規則による改正前の法人税法施行規則別表一の三の書式又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第三十六号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の法人税法施行規則別表一の三の書式　平成三十年改正規則附則第四項の規定にかかわらず、これらの表の表中

「（ふりがな）
事業責任者
自署押印」

とあるのは

「（ふりがな）
国内源泉所得に係る事業等の責任者」

とし、これらの表の表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。

5　新規則別表六(三十二)、別表六の二(二十九)、別表六の二(二十九)付表、別表七㈠付表五、別表七の二付表六、別表十二㈡、別表十六㈥及び別表十六㈨の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

6　新規則別表十㈢の書式は、法人の附則第一項第四号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7　新規則別表十八から別表十八の三までの書式は、法人の令和三年四月一日以後に提出する中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以後に提出する連結中間申告書に係る法人税について適用し、法人の同日前に提出した中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日前に提出した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

8　この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表六(二十七)の書式　同表の記載要領第二号中「第27条の12の５第15項」とあるのは「第27条の12の４の２第15項」と、同第三号中「第27条の12の５第６項第２号イ」とあるのは「第27条の12の４の２第６項第２号イ」と、「第27条の12の５第５項第２号イ」とあるのは「第27条の12の４の２第５項第２号イ」と、同第四号中「第27条の12の５第７項」とあるのは「第27条の12の４の２第７項」と、同号(1)中「第27条の12の５第21項」とあるのは「第27条の12の４の２第21項」とする。

二　新規則別表六(二十八)の書式　同表の記載要領第二号中「第27条の12の５第15項」とあるのは「第27条の12の４の２第15項」と、同第三号中「第27条の12の５第６項第２号イ」とあるのは「第27条の12の４の２第６項第２号イ」と、「第27条の12の５第５項第２号イ」とあるのは「第27条の12の４の２第５項第２号イ」と、同第四号中「第27条の12の５第20項」とあるのは「第27条の12の４の２第20項」と、同号(2)中「第27条の12の５第21項」とあるのは「第27条の12の４の２第21項」とする。

9　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第十九項、第二十二条の十一第二十四項及び第二十二条の七十六第二十四項中「別表十二(九)」、別表十二(十二)」を「別表十二(十)」、別表十二(十三)」に改める。

10　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第四項中「別表十二(十五)」を「別表十二(十六)」に改める。

○財務省令第四十三号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎